

長岡市・川口町任意合併協議会

第 1 回 会 議 資 料

議 案 編

議 案

(1) 長岡市・川口町任意合併協議会規程（案）について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

①会議の運営に関する規程（案）

②小委員会規程（案）

③会議傍聴規程（案）

(2) 平成21年度長岡市・川口町任意合併協議会事業計画 （案）について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

(3) 平成21年度長岡市・川口町任意合併協議会予算（案） について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁

長岡市・川口町任意合併協議会の会議の運営に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 任意協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、任意協議会の委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の賛成により、非公開とすることができる。

2 会議の運営に関しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 非公開とした会議の会議録等は、前項の規定にかかわらず公開しないものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規程は、平成21年6月2日から施行する。

長岡市・川口町任意合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）に置かれる小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、任意協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、任意協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「小委員会委員」という。）をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、小委員会委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（報告）

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、任意協議会に報告しなければならない。

（運営）

第7条 小委員会の運営に関しては、長岡市・川口町任意合併協議会の会議の運営に関する規程に定めるところによる。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理

する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月2日から施行する。

長岡市・川口町任意合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項の規定により、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

（傍聴人の定員）

第3条 任意協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴人の定員は、会場の規模に応じ、会議の議長（以下「議長」という。）が調整する。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 示威的行為を行うおそれのある物品を持ち込み、又はその着用等をしている者
- (3) 騒音等により議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者
- (4) 写真、映像録画及び録音機等を持ち込み、又は携帯する者（撮影又は録音をすることについて議長の許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判若しくは論評を行う等の行為を通じて、公正な会議の運営を妨げる行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等会議の運営又は他の傍聴者の傍聴の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、広告物の配布等の示威的行為をしないこと。

- (4) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに離着席を繰り返さないこと。
- (7) 前各号に掲げることのほか、公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて任意協議会の職員の指示に従わなければならない。

(非公開会議の場合)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月2日から施行する。

別記様式（第4条関係）

傍聴人受付簿

（会議名）

< 一般用 ・ 報道用 >

平成 年 月 日 (曜日)		傍聴人合計 (人)
No.	住 所	氏 名

平成21年度 長岡市・川口町任意合併協議会事業計画（案）

平成21年度の長岡市・川口町任意合併協議会の事業計画は次のとおりとする。

1 会議の開催

(1) 任意合併協議会

- ・任意合併協議会 月2回程度開催

(2) 小委員会、幹事会及び分科会

- ・小委員会 必要に応じ設置し、必要の都度開催
- ・幹事会 必要の都度開催
- ・分科会 必要の都度開催

2 広報広聴の実施

(1) 協議会だよりの発行

任意協議会の協議内容、その他合併に関する情報を住民にわかりやすく伝えるために、協議会だよりを発行する。

(2) 協議会ホームページの作成

合併に関する情報を住民に的確に提供し理解していただくため、長岡市・川口町任意合併協議会のホームページを作成する。ホームページには協議会の協議内容や会議録等を掲載して情報発信を行う。

3 調査研究の実施

飛び地合併自治体への現地調査など、長岡市と川口町の合併協議に必要な情報収集を行う。

平成21年度 長岡市・川口町任意合併協議会 予算（案）

1 総 括

（歳入） （単位 千円）

款	本年度予算額
1 分担金及び負担金	8,499
2 諸 収 入	1
歳 入 合 計	8,500

（歳出） （単位 千円）

款	本年度予算額
1 会 議 費	750
2 事 業 推 進 費	7,650
3 予 備 費	100
歳 出 合 計	8,500

2 歳 入

(単位 千円)

款 項 目	本年度予算額	節		説明
		区分	金額	
1 分担金及び負担金	8,499			
1 負担金	8,499			
1 負担金	8,499	1 構成市町 負担金	8,499	構成市町負担金 (均等割10%、平成17年国勢調査人口割90%) ・長岡市 … 7,937,000 円 ・川口町 … 562,000 円
2 諸 収 入	1			
1 預金利子	1			
1 預金利子	1	1 預金利子	1	預金利子
歳 入 合 計	8,500			

3 歳 出

(単位 千円)

款 項 目	本年度予算額	節		説明
		区分	金額	
1 会議費	750			
1 会議費	750			
1 会議費	750	8 報償費	546	・協議会委員報酬 546
		9 旅費	60	・協議会委員費用弁償 60
		11 需用費	144	・協議会時弁当・飲物代 144
2 事業推進費	7,650			
1 事業推進費	7,650			
1 事業推進費	7,650	9 旅費	228	・事務連絡等旅費 179 ・他自治体現地視察等旅費 49
		11 需用費	2,405	・協議会だより印刷代 2,079 ・一般事務用品 326
		12 役務費	2,356	・郵便料金 59 ・協議会委員保険料 17 ・協議会だより新聞折込料 2,280
		13 委託料	1,602	・例規一覧作成委託料 735 ・ホームページ作成・管理委託料 315 ・会議テープ起こし委託料 552
		14 使用料及び賃借料	744	・協議会会場等借上料 744
		18 備品購入費	315	・事務用パソコン一式 200 ・書棚購入費 115
3 予備費	100			
1 予備費	100			
1 予備費	100			
歳 出 合 計	8,500			